

■議案第86号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員「長谷部 文男」氏が平成24年12月31日に任期満了を迎えることに伴う後任者として「中越 幸香」氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものです。

【人権擁護委員】

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とします。

人権擁護委員の任期は3年で法務大臣が委嘱します。

●推薦をする者の氏名等

住 所	(略)
氏 名	中越 幸香 (なかごし ゆきか)
生年月日	(略)
推薦理由	中越氏は、役場を退職後ボランティア活動等、地域の活動を積極的、かつ、堅実に行っていることから地域の人々の信頼は厚く、人権擁護委員として最適任です。